

通達甲（副監．生．総．ス規1）第14号

平成27年3月31日

存	続	期	間
---	---	---	---

部長、参事官
各 殿
所属 長

副 総 監

人身安全関連事案総合対策推進要綱の制定について
〔沿革〕 平成29年3月通達甲（副監．総．企．組）第6号
令和6年3月同第5号改正

このたび、別添のとおり、人身安全関連事案総合対策推進要綱を制定し、平成27年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。
命によって、通達する。

別添

人身安全関連事案総合対策推進要綱

第1 目的

この要綱は、人身安全関連事案総合対策を推進するために必要な事項を定め、もって被害者及びその配偶者、親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（以下「被害者等」という。）の生命及び身体の安全を確保することを目的とする。

第2 準拠

人身安全関連事案総合対策の推進については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 定義

この要綱において「人身安全関連事案」とは、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案等、行方不明事案、児童、高齢者及び障害者に対する虐待事案、子ども及び女性に対する性犯罪等に発展するおそれのある事案その他の人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案をいう。

第4 基本方針

人身安全関連事案は、認知の段階においては被害者等に危害が加えられる危険性及び切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急転して重大な事件に発展するおそれが極めて高いことから、初期段階から生活安全部門、刑事部門等が一体となってその対処に当たるとともに、人身安全関連事案事態対処チーム（以下「事態対処チーム」という。）と連携した検挙活動、保護対策等を実施するなど、被害者等の安全確保のために最も効果的な対策を実施することを基本方針とする。

第5 人身安全関連事案事態対処チームの体制等

1 体制

事態対処チームを次の表のとおり編成する。

所属	チーム員
人身安全対策課	人身安全関連事案対策官 管理官（人身安全管理担当） 管理官（ストーカー・DV対策担当） 管理官（ストーカー・DV捜査担当） 管理官（行方不明対策担当）

	管理官（虐待対策担当） 管理官（子ども・女性安全対策担当） 課員
捜査第一課	理事官（人身安全関連事案捜査担当） 管理官（第四特殊犯捜査担当） 管理官（第五特殊犯捜査担当） 課員

2 任務

事態対処チームは、警察署における人身安全関連事案総合対策の進捗状況を把握し、警察署に対し必要な指導、助言及び支援を行うものとする。

3 運営

- (1) 人身安全対策課長は、事態対処チームを総括し、事態対処チームを代表する。
- (2) 人身安全対策課長は、必要に応じて、関係所属長に支援を求めることができる。

4 初動支援班

- (1) 事態対処チームに、初動支援班を置く。
- (2) 初動支援班は、警察署長からの要請等に基づき、速やかに当該要請等に係る人身安全関連事案に対する初動支援に当たるものとする。

第6 警察署の体制等

1 人身安全関連事案総合対策推進本部の設置

警察署長は、自らを推進本部長、副署長（島部警察署にあっては次長）を推進責任者、生活安全担当課長（島部警察署にあっては生活安全を担当する係の警部補）及び刑事担当課長（島部警察署にあっては刑事を担当する係の警部補）を推進補助者とする人身安全関連事案総合対策推進本部を設置し、人身安全関連事案への対処に当たらせる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

2 推進本部長等の任務

- (1) 推進本部長は、人身安全関連事案を認知した場合は、事態対処チームに速報し必要な助言を受けるとともに、その危険性及び切迫性を判断して対処方針を決定した上で、推進責任者及び推進補助者を指揮して人身安全関連事案への対処に当たるものとする。この場合において、自所属の体制を勘案し必要があると認めるときは、事態対処チームに支援を要請するものとする。
- (2) 推進責任者は、人身安全関連事案に関する相談（以下「人身安全関連相談」とい

う。)の受理状況を的確に把握するとともに、推進本部長の命を受けて、推進補助者を指揮して人身安全関連事案への対処に当たるものとする。

- (3) 推進補助者は、受理した人身安全関連相談の管理を行うとともに、各部門間の連携を図り、所要の要員を指揮して人身安全関連事案への対処に当たるものとする。

第7 警視庁本部及び方面本部の任務

1 警視庁本部の任務

各部長は、所掌事務を通じて、人身安全関連事案総合対策を推進するものとする。

2 方面本部の任務

方面本部長は、人身安全関連事案総合対策に関して、担当方面区内の警察署間の連絡調整を行うものとする。